

# 社会福祉法人阿賀北総合福祉協会

## 障がい者ショートステイやすだの里重要事項説明書

(令和8年3月13日現在)

### 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人阿賀北総合福祉協会
法人所在地	新潟県阿賀野市百津88番地
法人種類	社会福祉法人
代表者職氏名	理事長 片桐 正夫
電話番号	0250-62-9898

### 2. 法人経営理念

- 一、しあわせと進歩
- 一、謙虚と初心
- 一、笑顔とやさしさ

### 3. 利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームやすだの里
施設の所在地	新潟県阿賀野市保田5683番地23
管理者職氏名	園長 山崎 善哉
電話番号	0250-68-1510
ファックス番号	0250-68-1515

### 4. 利用施設で実施する事業

事業の種類	定員	新潟県知事の事業者指定	
介護老人福祉施設	54人	平成16年4月1日付	
		指定番号 1572100095	
短期入所生活介護	10人	平成16年4月1日付	
		指定番号 1572100053	
短期入所(障害者)	10人	平成24年4月1日付	
		指定番号 1512100155	
障害者支援施設	入所支援	10人	身体障害者福祉法に基づく身障福祉施設
	短期	3人	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業
	生活介護	20人	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業
日中一時支援事業所	5人	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業	

### 5. 事業の目的と経営方針

#### (1) 事業の目的

短期入所事業は、介護給付費の支給要件を満たす障がい者が、介護者の理由やその他の理由により、一時的に介護や支援を受けることが困難な状態となった場合にご利用いただき、必要な介護や支援を受けることによって、介護者やその他の家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、在宅での生活が継続できるよう支援することを目的とします。

## (2) 施設経営方針

### ①利用者処遇

利用者の人格を尊重し、個別支援計画による個別処遇を基本にした「心豊かな生活」及び「利用者の自立」を目指したサービスに努めます。

### ②職員の資質の向上

職員は、社会福祉事業に従事する職員としての自覚をもち、現在ある技術に、更に新しい技術・専門知識を習得し、より質の高い優しさを持ったサービスの提供を目指します。

### ③施設の社会化

積極的なボランティア活動の受入れ等により地域交流活動を活発に進め、地域の理解と協力を得ると共に、施設の社会化に努めます。

## 6. 施設の概要

敷	地	7,223. 23m <sup>2</sup>	備 考
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造2階一部3階建	特養2階／身障1階
	延 べ 床 面 積	4,202. 13m <sup>2</sup>	
	利 用 定 員	64人	内10名／短期入所生活介護

### (1)居室

居室の種類	室 数	面 積	備 考
個 室	4	17. 92m <sup>2</sup>	
2 人 部 屋	3	10. 69m <sup>2</sup>	

### (2)主な設備

設 備 の 種 類	室 数	面 積	備 考
食 堂 ・ 機 能 訓 練 室	1	296. 33m <sup>2</sup>	昇降式ステージ有
医 務 室	1	37. 95m <sup>2</sup>	
静 養 室	2	39. 14m <sup>2</sup>	
浴室（器械浴・一般浴）	1	193. 90m <sup>2</sup>	脱衣場を含む
ト イ レ	3	100. 70m <sup>2</sup>	
談 話 室	3	99. 92m <sup>2</sup>	
介 護 ス テ ー シ ョ ン	1	56. 72m <sup>2</sup>	
エレベーターホール	1	33. 14m <sup>2</sup>	
相 談 室	2	14. 95m <sup>2</sup>	
ボ ラ ン テ ィ ア 室	3	23. 37m <sup>2</sup>	
洗 濯 室	1	40. 44m <sup>2</sup>	

## 7. 職員体制

従 業 者 の 職 種	員 数	区 分	常勤換算後の人数	保有資格等
施 設 長	1 人	常 勤	1 人	社会福祉施設長資格
事 務 員	1人以上	常 勤	1 人 以 上	
生 活 相 談 員	1人以上	常 勤	1 人 以 上	社会福祉士・社会福祉主事等
介 護 支 援 専 門 員	1人以上	常 勤	1 人 以 上	介護支援専門員・介護福祉士
看 護 職 員	3人以上	常 勤	3.0 人 以 上	看護師・准看護師
管 理 栄 養 士	1人以上	常 勤	1 人 以 上	管理栄養士

介護員	20人以上	常勤	20人以上人	介護福祉士等
技術・用務員	1以上	常勤	1人以上	
嘱託医	1以上	非常勤	0.1人以上	医師
機能訓練指導員	1以上	常勤・兼務	0.1人以上	看護師・准看護師

## 8. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制		休暇等
施設長	普通勤務	8:15~17:15	土・日・祭日
事務員	普通勤務	8:15~17:15	土・日・祭日
生活相談員	普通勤務	8:15~17:15	土・日・祭日
介護支援専門員	普通勤務	8:15~17:15	土・日・祭日
看護職員	早出勤務	7:30~16:30、8:00~17:00	交替で取得
	遅出勤務	9:30~18:30	
管理栄養士	遅出勤務	9:00~18:00	土・日・祭日
介護員	早出勤務	7:00~16:00、8:00~17:00	交替で取得
	遅出勤務	8:15~17:15、10:00~19:00	
	夜間勤務	16:45~9:45	
技術・用務員	普通勤務	8:15~17:15	土・日・祭日
嘱託医	月・木曜日	13:30~15:30	
機能訓練指導員	早出勤務	8:00~17:00	看護師と兼務
	遅出勤務	9:30~18:30	

## 9. 施設サービスの概要

### (1) 介護給付費対象サービス

種類	内容
排泄	・状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・年間を通じて週2回以上の入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
着替え 整容等	・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は週1回、その他随時に実施します。
健康管理	・緊急等必要な場合には、主治医、又は協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
相談・援助	・施設は、利用者及びその家族からの相談について、誠意をもって応じ可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
その他	・施設では、必要な教養娯楽設備を整え、施設での生活を実りあるものとするため、随時レクリエーション行事を企画します。

(2) 介護給付費対象外サービス

種 類	内 容
食 事 の 提 供	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供いたします。 (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
居住（光熱水費）の提供	・個室、多床室といった利用者のニーズに合わせた居住環境を提供します。

10. 利用料金

(1) 基本料金

- ・施設利用料  
別紙料金表のとおり

(2) 加算料金等

- 別紙のとおり

※上記の利用料金は、国の定めた額を基準としていますので、今後変更することがあります。

(3) 介護保険対象外サービス

サ ー ビ ス の 種 類	利 用 料 金
食 事	所得階層の区分が「低所得1」「低所得2」の市町村民税非課税世帯の場合は、「食事提供体制加算」の該当となり、食材料費分のみの負担となり、1日につき950円のみの負担となります。ただし、食事提供体制加算の加算分として、1日につき48円を別途徴収いたします。なお、食事提供体制加算の該当者とならない場合は、1日につき1,430円となります。
光 熱 水 費	光熱水費相当額で、1日につき320円を負担していただきます。
電 気 料	持込された電化製品(テレビ及び電気毛布)それぞれ1台につき1日当たり50円をご負担いただきます。
理 髪	・実費相当額をいただきます。
貴 重 品 管 理	・料金はいただきません。

(4) 利用者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料 金
特 別 な 食 事 等	・実費相当額をいただきます。
日 用 品 ・ 衛 生 材 料 費 等	・もっぱら個人として使用するものは各自でご用意ください。

(5) 利用者負担の軽減について

1か月あたりのサービスにかかる(定率負担)については、所得に応じて4つの区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

対 象 者	所 得 区 分	負 担 上 限 月 額
市民税非課税世帯	低所得1・2	0円
市民税課税世帯	一般1	9,300円
	一般2	37,200円

※利用者負担の減免を希望される方は、市町村より交付される受給者証にその旨の記載が必要です。

(6) サービス利用時のキャンセル等に伴う取扱い

・利用者が、自己の都合等によりサービスの利用を中止する場合、サービス提供日の前日の17時30分までにサービスの中止を申し出た場合

キャンセル料金 無 料

・利用者が、自己の都合等によりサービスの利用を中止する場合、サービス提供日の前日の17時30分以降にサービスの中止を申し出た場合

キャンセル料金 1日当りの利用料金(※)

(※)キャンセルした利用初日分の請求予定の額

・サービス利用中の食事について、所定の時間までに食事のキャンセルを申し出た場合は食費はいただきません。

(7) 複写物の請求に関する取扱い

・サービス提供の記録及び事業運営の記録に関する複写物(コピー)を請求する場合は、実費相当額をいただきます。

11. 相談・苦情等の連絡先

窓 口 担 当 者	施設長、生活相談員及び苦情処理委員
	園 長 山 崎 善 哉
	生活相談員 今 村 綾 子 介護支援専門員 佐 藤 友 紀 子
	電話番号 0250-68-1510
	苦情処理委員
新保 浩松 電話番号 0250-67-3505	
阿部 公栄 " 0250-67-4109	
加藤 伸二 " 0250-62-3326	
小林 壽英 " 0250-62-5725	
阿賀野市民生部高齢福祉課 電話番号 0250-62-2510	
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 電話番号 025-285-3022	
ご 利 用 時 間	8:15~17:15

12. 協力医療機関

名 称	(医)潤生会 脳神経センター阿賀野病院
院 長	近 藤 浩
所 在 地	新潟県阿賀野市保田6317-15
電 話 番 号	0250-68-3500

13. 利用者の禁止行為

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う
- (3) 騒音等、他の利用者の迷惑になるような行為、また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入る行為を意図的に行うこと
- (4) ペットの飼育
- (5) その他施設等における秩序の維持、及び適正な管理、又は災害防止に支障のある物の持込み

14. 事故発生時及び緊急時の対応

事業者は、サービス提供の際に事故の発生した場合、速やかに家族又は緊急連絡先及び市町村に連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。また、利用者の病状の急変が生じた場合は、医師及び看護師に連絡し指示のもとに必要な措置を講じ、場合によっては、協力病院への緊急入院の措置を講ずるとともに、速やかに家族又は緊急連絡先に連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。

## 15. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得ると共に、その対応及び時間やその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## 16. 施設内における介護職員による吸痰、胃ろう等の医療行為について

「看護職員と介護職員の連携による医療的ケアに関する指針」を定めており、施設入居時、及び入居後、口腔内の痰の吸引・胃ろうによる経管栄養(以下「医療的行為」という。)が必要になっても、施設で生活が続けられ、安心して施設入居していただけるよう本来、医療職のみが行うことのできる医行為の一部を一定条件において必要時、嘱託医・看護職員との連携の下、介護職員が行います。

## 17. 介護サービス情報の公表

「介護サービス情報」制度の通知により、当施設では第三者による調査を年1回実施しています。これらの情報は、新潟県社会福祉協議会のホームページでご覧いただくことができます。

## 18. 緊急連絡先

(緊急連絡先 1)

氏名			
住所			
電話番号	自宅／	携帯／	勤務先／
続柄			

(緊急連絡先 2)

氏名			
住所			
電話番号	自宅／	携帯／	勤務先／
続柄			

※連絡先に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

## 19. 非常災害時の対応

- ・災害発生時には、緊急自動通報装置により消防署、職員等が直ちに施設に駆けつけるようになっています。
- ・施設内の要所に煙感知器、熱感知器、消火器、消火栓、スプリンクラー等が設置されています。
- ・防災訓練を年5回実施する予定です。  
(夜間を想定した避難訓練も予定しています)

## 20. 面会時間

- ・面会時間は、8時00分～21時00分までの間をお願いいたします。  
ただし、急用の場合は、この時間帯以外でも構いません。

## 21. その他

- (1) 面会者は、面会時間を遵守し、必ずその都度事業者に届け出て下さい。
- (2) 外泊・外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を事業者に申し出て下さい。
- (3) 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- (4) 飲酒は可能ですが、身体の状態等を考慮する必要がありますので、事前にご相談ください。ただし、健康上の理由等により、遠慮していただく場合があります。

22. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関の名称	
	結果の開示	1 あり    2 なし	
2 なし			

令和    年    月    日

障がい者ショートステイやすだの里のサービス提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業者 住 所 新潟県阿賀野市百津88

代表者名 社会福祉法人阿賀北総合福祉協会  
理事長 片 桐 正 夫

説明者 特別養護老人ホームやすだの里  
生活相談員 今村 綾子

私は、契約書及び本書面により、事業者から障がい者ショートステイやすだの里のサービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

身元引受人(兼 連帯保証人) 住 所

氏 名 印

連帯保証人 住 所

氏 名 印